

議第141号

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和7年9月5日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定に基づき、令和7年度において県の行う次の建設事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額
補助林道事業	長浜市	250,000 ^円
	米原市	879,000
	計	1,129,000
県営農道整備事業	彦根市	21,044,000
	甲賀市	22,500,000
	計	43,544,000
県営みずすまし事業	長浜市	550,000
	計	550,000
県営農地防災事業	高島市	7,120,000
	計	7,120,000
単独道路改築事業	大津市	39,600,000
	彦根市	11,250,000
	長浜市	24,900,000
	近江八幡市	19,500,000
	草津市	29,400,000
	守山市	18,195,000
	栗東市	9,400,000
	甲賀市	17,175,000
	野洲市	8,580,000

議第141号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額
	湖 南 市	6,000,000円
	高 島 市	12,240,000
	東 近 江 市	28,179,000
	米 原 市	11,850,000
	日 野 町	2,100,000
	竜 王 町	11,200,000
	愛 荘 町	8,001,000
	豊 郷 町	4,200,000
	甲 良 町	1,200,000
	多 賀 町	3,741,000
	計	266,711,000
補助急傾斜地崩壊対策事業	大 津 市	6,546,600
	彦 根 市	8,100,000
	長 浜 市	3,904,770
	湖 南 市	1,000,000
	高 島 市	150,000
	米 原 市	635,300
	多 賀 町	3,000,000
	計	23,336,670
補助急傾斜地総合流域防災事業	大 津 市	2,000,000
	長 浜 市	400,000
	近 江 八 幡 市	9,000,000
	多 賀 町	11,000,000
	計	22,400,000
補助都市計画街路事業	大 津 市	17,100,000
	彦 根 市	19,259,333
	守 山 市	79,200,000
	計	115,559,333
単独都市計画街路事業	大 津 市	3,000,000
	彦 根 市	7,500,000
	守 山 市	4,800,000
	栗 東 市	7,500,000
	東 近 江 市	300,000
	計	23,100,000

議第
141号

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。